

豊岡市焼杉板景観保全事業のQ & A (R 5. 4更新)

Q1. 塀に焼杉板を使用していますが対象となりますか？

A. 対象となりません。

あくまで「家屋」への焼杉板の設置に関してのみが対象となります。

Q2. 対象となるのは焼杉板の材料費のみですか？

A. はい、対象は焼杉板の材料費のみですので、その他は対象になりません。

対象外の例（工賃、撤去費用、足場代、防水シートなど）

Q3. 申請要項の「申請は一の家屋につき1回限りとする。」はどういうことですか？

A. 1つの独立した家屋につき、申請は1回限りとしています。

例えば、今回の事業で家屋の北側の壁のみの焼杉板を設置した後、新たに（次年度以降含む）同じ家屋の西側の壁に焼杉板の設置をすることに対しては、申請できません。この場合は1回の申請で両方の壁の設置をご検討ください。

同じ敷地内でも独立した「離れ」がある場合は、「主屋」と「離れ」を別々に申請ができます。ただし、「離れ」が渡り廊下等で「主屋」とつながっている場合は、一の家屋とみなします。

Q4. 独立した2つの家屋を申請しようと思いますが、申請用紙は2枚必要ですか？

A. 申請用紙は家屋ごとに必要となりますので、申請用紙を2枚ご提出ください。見積書は同一のものでも構いませんが、家屋ごとの焼杉板の材料費がそれぞれ分かるように見積書を提出してください。

Q5. 対象エリアが限定されているのはどうしてでしょうか？

A. JR竹野駅から竹野浜までの町並みの景観保全のためエリアを限定しています。

Q6. 見積では端切れも含めて多めに申請していますが、補助対象となりますか？

A. 補助対象となるのは、設置する壁の面積分のみとなります。端切れ等の関係で多めに見積もっている場合は、面積相当分に按分したものを補助対象額とします。